

市 民 税 係

1 市民税の課税状況

(1) 納税義務者

区 分	平成 30 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア 個人分	34,416 人		34,170 人	
普通徴収	9,460 人	27.5%	9,408 人	27.5%
給与特徴	21,142 人	61.4%	21,073 人	61.7%
年金特徴	3,814 人	11.1%	3,689 人	10.8%
イ 法人分	1,779 社		1,746 社	
資本金等 50 億円超 かつ従業者数 50 人超	2 社	均等割納税 義務者数	1 社	均等割納税 義務者数
資本金等 10 億円超 50 億円以下 かつ従業者数 50 人超	0 社		0 社	
資本金等 10 億円超 50 億円以下 かつ従業者数 50 人以下	95 社		101 社	
資本金等 1 億円超 10 億円以下 かつ従業者数 50 人超	11 社		11 社	
資本金等 1 億円超 10 億円以下 かつ従業者数 50 人以下	58 社		61 社	
資本金等 1 千万円超 1 億円以下 かつ従業者数 50 人超	36 社		35 社	
資本金等 1 千万円超 1 億円以下 かつ従業者数 50 人以下	186 社		183 社	
資本金等 1 千万円以下 かつ従業者数 50 人超	9 社		8 社	
資本金等 1 千万円以下 かつ従業者数 50 人以下 他	1,382 社		1,346 社	

(注) ア 個人分のうち、普通徴収・給与特徴・年金特徴のそれぞれの重複分を除いた 30 年度納税義務者数は 30,888 人である。

(2) 調定額 (現年度)

区 分	平成 30 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア 個人分	3,412,382 千円	91.1%	3,433,595 千円	91.1%
普通徴収	735,844 千円	19.6%	748,260 千円	19.9%
納税義務者 1 人当たり	77,785 円		79,534 円	
給与特徴	2,544,130 千円	68.0%	2,552,990 千円	67.7%
(内退職分)	17,887 千円		29,564 千円	
納税義務者 1 人当たり	120,335 円		121,150 円	
年金特徴	132,408 千円	3.5%	132,345 千円	3.5%
納税義務者 1 人当たり	34,716 円		35,875 円	
イ 法人分	331,379 千円	8.9%	336,830 千円	8.9%
ア+イ	3,743,761 千円	100.0%	3,770,425 千円	100.0%

(3) 所得の状況

30. 7. 1 現在

区 分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者 配当所得者等
総所得金額 (千円)	71,146,942	3,880,903	0	8,618,519	4,509,859
所得割額 (千円)	2,648,415	150,728	0	297,268	158,412
納税義務者数 (人)	23,160	1,228	0	3,859	288
1人当たりの 所得額 (千円)	3,072	3,160	0	2,233	15,659
1人当たりの 所得割額 (円)	114,353	122,743	0	77,032	550,042

(市町村税の課税状況等の調による)

(4) 控除額の状況

30. 7. 1 現在

区 分	人 数 (人)	控 除 額 (千円)	
雑 損	1	951	
医 療 費	3,009	627,199	
社 会 保 険 料	26,534	14,631,018	
小規模企業共済等掛金	954	257,744	
生 命 保 険 料	18,680	877,118	
地 震 保 険 料	4,407	44,307	
障 害 者	776	223,220	
寡 婦 (夫)	640	180,200	
勤 労 学 生	6	1,560	
配 偶 者	5,873	1,997,340	
配 偶 者 特 別	638	144,920	
扶 養	3,371	1,664,700	
同 居 特 障	142	32,660	
基 礎	28,535	9,416,550	
税額控除	配 当	331	2,181
	住宅借入金等	905	39,147
	寄 附 金	1,099	43,375
	外 国 税 額	0	0

(市町村税の課税状況等の調による)

(5) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位：人)

扶養控除人員		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
納 税 義 務 者 数	平成 30 年度 (30. 7. 1 現在)	19,233	5,281	2,344	1,268	331	78
	前 年 度 (29. 7. 1 現在)	19,014	5,294	2,356	1,344	315	80

(市町村税の課税状況等の調による)

(6) 非課税者の状況

(単位：人)

区 分	生活保護	障害者	未成年者	寡婦(夫)	均等割	計
普通徴収	443	523	601	465	10,933	12,965
給与特徴	10	128	386	244	2,690	3,458
平成30年度合計	453	651	987	709	13,623	16,423
前年度合計	441	656	964	698	13,957	16,716
備考 (適用条件)	生活保護…1月1日現在、生活保護受給者であること。 障害者、未成年者、寡婦(夫)…合計所得金額が、125万円以下であること。 均等割…合計所得金額が、35万円に家族数(※)を乗じた金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合は、21万円を加算)以下であること。 ※家族数…控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数					

(注) 年金特徴は、課税者を対象とするため、非課税者には含めない。

2 軽自動車税

(1) 調定額 89,496,400円

(2) 課税台数及び前年度比較増減

(単位：台)

車 種		区 分	一 般 分			合衆国軍隊構成員等分			
			平成30年度 課税台数	前年度分 課税台数	差引 増減	平成30年度 課税台数	前年度分 課税台数	差引 増減	
原 動 機 付 自 転 車	第一種 (50cc以下)		1,882	1,966	△84	6	10	△4	
	第二種・乙(90cc以下)		240	233	7	1	2	△1	
	第二種・甲(125cc以下)		604	586	18	10	4	6	
	ミニカー		53	42	11	—	—	—	
軽 自 動 車	軽二輪		821	828	△7	29	33	△4	
		トレーラー	28	28	0	—	—	—	
	軽三輪	旧税率適用分	0	0	1	0	0	0	
		新税率適用分	0	0					
		重課適用分	2	1					
		75%軽課適用分	0	0					
		50%軽課適用分	0	0					
		25%軽課適用分	0	0					
		計	2	1					
	軽四輪	乗用 (自家用)	旧税率適用分	4,013	4,533	87	350	314	36
			新税率適用分	1,233	606				
			重課適用分	1,537	1,463				
			75%軽課適用分	0	0				
			50%軽課適用分	179	245				
			25%軽課適用分	220	248				
			計	7,182	7,095				
		乗用 (営業用)	旧税率適用分	0	0	0	0	0	0
			新税率適用分	0	0				
			重課適用分	0	0				
75%軽課適用分			0	0					
25%軽課適用分			0	0					
計	0	0							

軽自動車	軽四輪	貨物(自家用)	旧税率適用分	860	1,000	△43	45	50	△5
			新税率適用分	312	191				
			重課適用分	627	631				
			75%軽課適用分	0	0				
			50%軽課適用分	0	0				
			25%軽課適用分	10	30				
			計	1,809	1,852				
	軽四輪	貨物(営業用)	旧税率適用分	78	82	12	0	0	0
			新税率適用分	18	9				
			重課適用分	18	18				
			75%軽課適用分	0	0				
			50%軽課適用分	0	0				
			25%軽課適用分	10	3				
			計	124	112				
小型特殊自動車	農耕用		14	14	0	—	—	—	
	その他		43	46	△3	—	—	—	
二輪の小型自動車			820	829	△9	113	143	△30	
合計			13,622	13,632	△10	554	556	△2	

(3) 軽自動車税非課税及び減免台数 (単位：台)

車種	区分	非課税	減免
原付第一種		22	0
原付第二種・乙		0	1
原付第二種・甲		17	2
軽二輪車		1	0
軽四輪乗用(自家用)		5	152
軽四輪貨物(自家用)		34	19
小型特殊自動車		2	0
二輪の小型自動車		13	0
合計		94	174
前年度合計		91	173

3.3 市たばこ税

調定額 407,060,121円

区分	旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ	旧3級品の紙巻たばこ	合計	
			平成30年度	前年度合計
課税標準本数	73,398,115本	2,362,580本	75,760,695本	78,852,003本
返還控除本数	348,288本	3,280本	351,568本	393,049本
差引本数	73,049,827本	2,359,300本	75,409,127本	78,458,954本
税率 (1,000本につき)	5,692円 (5,262円)	4,000円	旧3級品以外の製造たばこは平成30年10月から税率が変更()は旧税率	
課税標準本数に係る税額	399,821,238円	9,247,351円	409,068,589円	408,833,967円
返還控除額	1,995,400円	13,068円	2,008,468円	2,062,792円
差引納税額	397,825,838円	9,234,283円	407,060,121円	406,771,175円